



オムスワはOkayama Medical Social Worker Associationの頭文字の略語です。

岡山県医療ソーシャルワーカー協会事務局：玉島病院内 倉敷市玉島乙島4030 <https://omswa.org/>



日に日に春めいてきましたが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。
季節の変わり目ですので、体調にはくれぐれも気を付けてお過ごしください。

2026年度社員定期総会及び記念講演について

下記の日程にて2026年度社員定期総会を開催いたします。
詳細は4月中旬に別途ご案内いたします。万障お繰り合わせの上ご参加ください。

◇2026年5月23日(土)

総会 13:00~14:00

記念講演 14:30~16:00

会場 岡山赤十字病院 南館研修室

記念講演

テーマ「身寄りがいない人の支援の現状と課題—新たな事業や最新の動向も踏まえながら」

講師：林祐介先生（日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 准教授）

研修部からのお知らせ

《研修報告》 ステップアップコース研修 2026年2月28日(土)

テーマ：「連携・協働・ネットワーク～情報化社会におけるネットワーク構築とSWの専門性を学ぶ～」

岡山赤十字病院 宗好祐子さんから「連携・協働・ネットワーク～情報化社会におけるネットワーク構築とSWの専門性を学ぶ～」をテーマに講義をいただき、その後グループワークを行いました。講義では、「つながる」とはどのような事なのか、連携する対象は患者にとって本当に必要な事なのか、もしくは不要な事なのかという視点の話がありました。支援者である私の価値観は患者が知り得る情報や連携対象に影響している可能性もあるとハッとさせられました。グループワークでは、与えられた内容に付随して、日々のあるある話も繰り広げられ、「分かる～」と共感の嵐でした。情報を提供するだけなら、近代化社会ではAIの方が優秀かもしれません。なぜ、社会福祉士が患者支援に関わる必要があるのか。私たちが関わる事でどうなるのか。今、目の前で困っているのは患者なのか、私なのか。これからも意図して関わっていかねばと身の引き締まる思いです。

(渡辺病院：山田紗季)

《研修報告》 2025年度 市民公開講座(全体コース) 2026年2月21日(土)

テーマ：「もしもの時のために今できること～医療・介護・福祉の現場から～」

演者：①あさのクリニック 院長 浅野 直 氏 「ACPって何のため？誰のため？」

②泉介護支援センター 介護支援専門員 秋山尚子 氏

「ACPにおけるケアマネジャーの役割について～本人の思いを形にする支援～」

③岡山県医療ソーシャルワーカー協会 横山幸生 氏(かとう内科並木通り診療所)

「最期まで安心して希望の暮らしをつづけるための支援～MSWの立場から考える～」

2026年2月21日(土)岡山国際交流センターにて公開講座を開催しました。

「もしもの時のために今できること～医療・介護・福祉の現場から～」をテーマとし医師、介護支援専門員、医療ソーシャルワーカーの立場からACPについて講演いただき、参加者との意見交換では「何のためにACPを行うのか」を考える場となりました。

参加者の方々から多くの感想をいただきました。この場で一部を共有させていただきたいと思います。

- 日々のコミュニケーションのなかでACPをしていければと再認識しました。今後の業務に活かしていきたいと思います。
- 3名の方々の講演を聴きながら、祖父を在宅介護していた時のこと(もう15年以上前になります)を思い出しました。当時はACPが話題になっておらず今考えると本人の意向には添えていなかったと思います。自分や家族の「今とこれから」を考える機会をいただき、ありがとうございました。

- ・ACPについて自分ごととして考え、家族にも伝えようと思いました。まずは自分自身が何を大切にしているか誰という時が一番安心できるかなど改めて考えてみようと思えました。
- ・ACPを特別なこととして捉えるのではなく、「自分はどう生きたいのか」「大切な人にどう生きて欲しいか」日々の生活の中でくり返し話し合っていきたいと思えます。
(研修部：岡山赤十字病院 宮松聡美)

事務局からのお知らせ

【医療ソーシャルワーカー業務指針の全部改正について】

2026年3月13日、改正された「医療ソーシャルワーカー業務指針」が厚生労働省医政局長通知として発出されました。私たちの業務に関わる、重要な指針が変更となりました。ぜひ、ご確認ください。

厚生労働省ホームページの「在宅医療の推進について」の「医療ソーシャルワーカー業務指針」に掲載されています。

URL：[在宅医療の推進について | 厚生労働省](#)

PDF：<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001673455.pdf>

また、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会のホームページには、改正された医療ソーシャルワーカー業務指針に合わせて策定された、各項目に対応する業務基準が公開されています。

[医療ソーシャルワーカー業務基準（日本医療ソーシャルワーカー協会令和8年3月13日）](#)



【治療と就業の両立支援に関する診療報酬の改定について】

令和8年度診療報酬改定（令和8年6月1日適用）におきまして、治療と就業の両立支援に関する診療報酬「療養・就労両立支援指導料」に関する見直しについて、厚生労働省労働基準局より周知依頼が届きました。詳細は添付の資料をご覧ください。

【会員の異動について】

年度初めで入退会など異動がある場合は、速やかに事務局までご連絡をお願いします。

会員名簿で所属機関の会員を再度ご確認ください、すでに退職されている方については所属機関の代理の方で退会手続きをお願いいたします。

届け出用の書式は当協会ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

A 会員入会届と変更届はGoogle フォームでの入力及び届出も可能です。

岡山県医療ソーシャルワーカー協会（入退会・変更届書式）

<https://omswa.org/?p=115>



【関連団体研修会等のお知らせ】

ホームページの会員専用ページにて、他県協会等関連団体の研修情報（既掲載含む）もご覧いただけます。「岡山県医療ソーシャルワーカー協会」で検索していただくか、QRコードをご利用ください。

- ・岡山県災害派遣福祉チーム（DWAT）員養成研修【基本研修】

日時：2026年4月27日（月）10：00～16：40（受付9：30～）

会場：きらめきプラザ4階 401 会議室（岡山市北区南方2-13-1）

内容：オリエンテーション

説明「DWATの基本事項、岡山DWATの平時の活動について」

講義①「被災者の全体像について、災害時の福祉的支援について」

講師：岡崎利治氏（関西福祉大学准教授）



講義②演習

「岡山 DWAT の心得、ミッション・ビジョン・バリュー」

これさえあれば、有事の時も怖くない!～岡山 DWAT 活動マニュアルを用いて～ (仮)

講師：重實 剛 氏 (しげざね介護事業コンサル 岡山DWAT アドバイザー)

※詳細は添付の開催要項をご覧ください。

申込：DWAT チーム員の登録には所属団体からの**推薦書が必要**です。

当協会事務局までお問い合わせください。

・令和8年度医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修

いずれも Zoom 研修

第1回 2026年6月15日(月)～6月17日(水) (3日間)

第2回 2026年11月16日(月)～11月18日(水) (3日間)

目的：

地域連携およびチーム医療の視点から、地域医療全体に資する医療ソーシャルワーカーのリーダーシップ機能とマネジメント機能を修得することを目的とします。

受講資格：

1. 医療ソーシャルワーカーとして実務経験原則10年以上の者(資格の有無は問わない)

2. 研修に専念し、全ての講義を受講でき、オンライン研修受講に係る諸条件等について対応できる者

※詳細は国立保健医療科学院研修案内にてご確認ください ⇒ [s21.pdf](#)

参加には**当協会からの推薦が必要**です。経歴証明書等添付にて受講申込、書類審査での受講決定となりますことご承知おきください。

第1回の岡山県への締め切りが4月14日(火)必着です。

短期間のご案内で恐縮ですが、ご希望の方は、**4月6日(月)までに事務局までご連絡下さい。**

提出書類の様式がありますので、出来るだけメールにてご連絡ください。



☆今月の担当は、大森(松田病院)、丹正(倉敷記念病院)、井上(倉敷中央病院)でした。

5月号の担当は、岡(金光病院)、杉浦(吉備リハビリテーション病院)、上村(倉敷成人病センター)です。

尚、原稿を依頼される場合は、下記のメールアドレスまでお送りください。

締め切り 4月20日(月)必着 広報出版部アドレス → omswa.kouhousyuppanbu@gmail.com

編集担当者の小部屋(編集後記)

新年度が始まりましたね。当院の中庭にある桜もいつの間にか咲き始め、満開になる日が待ち遠しいです。皆さんの中にはお花見をする方もいるのでしょうか。暖かい気候を感じたり桜の食べ物が出てきたり、春がきたなあと思う反面、花粉症に悩まされているので、この季節が来てしまったなあティッシュを横目に春を感じている今日この頃です。(S.I)



基安労発 0305 第 2 号
令和 8 年 3 月 5 日

別添関係機関の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

治療と就業の両立支援に関する診療報酬の改定について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、令和 8 年度診療報酬改定（令和 8 年 6 月 1 日適用）におきまして、治療と就業の両立支援に関する診療報酬「療養・就労両立支援指導料」について、下記の見直しが行われたところであります。概要は別紙のとおりでありますので、貴殿におかれましては、関係者に周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い致します。

記

- 1 就労の状況を考慮した療養上の指導及び相談支援を更に推進する観点から、その評価が引き上げられたこと。
- 2 対象疾患の定めが廃止され、疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な患者であって、就業の継続に配慮が必要なもの算定可能となること。
- 3 医療機関が受け取る勤務情報について、患者が作成した「治療と仕事の両立支援カード」が、事業者の確認を経て医療機関に提供された場合においても算定可能となること。
- 4 2 回目以降の指導について、算定可能な期間が見直されたこと。

| | 現 行 | 令和 8 年度改定 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 点数 | 初回：800 点 (696 点) 2 回目以降：400 点 (348 点) 相談支援加算：50 点 ① 内：情報通信機器を用いた場合 | 初回：850 点 (740 点) 2 回目以降：500 点 (435 点) 相談支援加算：400 点 ① 内：情報通信機器を用いた場合 |
| 対象となる患者・疾患 | 入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定める疾患（※）に罹患しているもの ※ 悪性腫瘍、脳血管疾患、指定難病、肝疾患（慢性経過）、心疾患、糖尿病、若年性認知症 | 疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な入院中の患者以外の患者であって、 <u>就業の継続に配慮が必要なもの</u> |
| 初回の算定要件 | ①患者と事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書を患者から受け取る【様式「勤務情報提供書」】 ②勤務情報を踏まえ、患者が勤務する事業場に選任されている産業医等に両立支援に必要な情報を提供【様式「主治医意見書」】 | 現行の①及び②に加えて、医療機関が受け取る勤務情報について、 <u>患者が作成し事業者が確認を行った文書による情報提供でも可【様式「治療と仕事の両立支援カード」】</u> 。 |
| 2 回目以降の算定期間 | 初回を算定した月から起算して 3 月を限度として、月 1 回限り | 初回を算定した月から起算して 6 月を限度として、月 1 回限り |

以上

療養・就労両立支援指導料

(令和8年度改訂版 ※令和8年6月から)のご案内



1. 概要

「療養・就労両立支援指導料」は、患者（労働者）の治療と就労の両立を支援するため、主治医が、患者の就労の状況を把握した上で、勤務先の産業医等に治療と仕事の両立に必要な情報連携等を行った場合に算定される診療報酬です。

患者
(労働者)



- ① 勤務情報を記載した文書の作成
(患者と事業主・産業医等と共同作成)

様式例「勤務情報提供書」



様式例「両立支援カード」



あなたの会社では、短時間勤務の制度があるので、しばらく利用することで就業は可能です。

あなたの業務内容では〇〇の症状が影響することがあるため、会社には△△の配慮をお願いしてください。



事業主

職場復帰・就業継続の可否や具体的な就業上の配慮等について、主治医の意見をもとに、産業医等の意見を助察しつつ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定



主治医

様式例「主治医意見書」



ここで算定

勤務情報を踏まえ、①患者に療養上の指導を行うとともに、②患者が勤務する事業場に選任されている産業医等に両立支援に必要な情報を提供

2. 算定要件

初回 850点 (情報通信機器を用いて行った場合 740点)

注：月1回に限り算定

- ① 患者と事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書（患者が作成し事業者が確認を行った文書を含む。）を患者から受け取る【様式「勤務情報提供書」、様式「両立支援カード」】
- ② ①の文書による勤務情報を踏まえ、患者に療養上の指導、就労上の指導を行う
- ③ 事業場に選任されている産業医等（※1）に対して、就労と療養の両立に必要な情報を提供する【様式「主治医意見書」】
（※1）患者が勤務する事業場に選任されている産業医等（産業医、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、労働者の健康管理等を行う保健師）

2回目以降 500点 (情報通信機器を用いて行った場合 435点)

注：初回を算定した月から起算して6月を限度として、月1回に限り算定

- ④ 情報提供を行った後、就労の状況を確認し、患者に必要な療養上の指導を行う

相談支援加算 400点

- 専任の看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師（※2）が、療養上の指導に同席し、相談支援を行った場合
（※2）相談支援を行う有資格者は、再立支援コーディネーター養成研修を修了した者であること

令和8年度 岡山県災害派遣福祉チーム(DWAT)員養成研修【基本研修】 開催要項

■ 趣 旨

災害派遣福祉チーム(DWAT)は、大規模な災害時に一般避難所等において他の専門職チーム等と連携しながら福祉の専門職として被災者の支援を行います。令和7年度にはDWATの活動範囲が拡大され、在宅避難者や車中泊避難者等、災害時の多様な支援ニーズに対応することが期待されています。多発する災害に対応していくためには、今後も継続的なチーム員の質・意識の維持・向上が必要です。

本研修会は、DWATとしての災害時の活動経験がないチーム員や新規に登録をしたチーム員に対するDWAT活動における基本知識の習得や理解促進を目的に、開催します。

- 主 催 社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会／岡山県社会福祉法人経営者協議会
- 日 時 令和8年4月27日(月) 10:00～16:40(受付/9:30～)
- 会 場 きらめきプラザ 4階 401会議室(岡山市北区南方2丁目13-1)
- 定 員 50名

- 参加対象
 - ・新規登録チーム員、災害時にDWAT活動経験のないチーム員
 - ※原則終日参加
 - ※活動経験のあるチーム員も参加可

- ・岡山県災害派遣福祉チーム参画団体、活動拠点法人
 - ・市町村行政、市町村社会福祉協議会 等
 - ※午前だけの参加可

※申込者が定員を超えた場合、新規登録チーム員の参加を優先させていただきます

- 参加費 無 料

- 日 程 (タイムスケジュール等は変更となる可能性もございます。ご了承ください。)

| 区分 | 時 間 | 内 容 |
|----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 午前 | 10:00～10:10 | 開会挨拶、事務連絡 |
| | 10:10～11:10 | ◆説 明 「DWATの基本事項、岡山DWATの平時の活動について」 説明者：岡山DWAT事務局 |
| | 11:10～11:40 | ◆講 義① 「被災者の全体像について、災害時の福祉的支援について」 講 師：関西福祉大学 社会福祉学研究科・社会福祉学部 社会福祉学科 准教授 岡崎 利治 氏 |
| | 11:40～12:40 | 休憩 |

| | | |
|----|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 午後 | 12:40～16:10 | ◆講義②・演習 「岡山 DWAT の心得、ミッション・ビジョン・バリュー」 これさえあれば、有事の時も怖くない！ ～岡山 DWAT 活動マニュアルを用いて～（仮） 講師：しげざね介護事業コンサル 岡山 DWAT アドバイザー 重寛 剛 氏 |
| | 16:10～16:40 | 質疑応答 |

- 参加申込 令和8年4月17日（金）までに、下記申込フォームによりお申込ください。

<https://forms.gle/d96wqVMt84uDxwDg8>



- その他
- ・会場には研修会利用のための駐車場はございませんので、公共交通機関もしくは近隣の有料パーキングのご利用をお願いいたします。
 - ・昼食のあっせん等はございませんので、各自ご用意下さい。

- 問合せ先 社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 地域福祉部（担当：福尾・三宅）
〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）3F
Tel.086-226-3529 / Fax.086-227-3566
E-mail / keiei@fukushiokayama.or.jp

参加にはDWAT協力員登録が必要です。
登録には所属団体の推薦が必要です。
登録希望の当協会会員は、事務局までお問い合わせください。
岡山県医療ソーシャルワーカー協会 事務局
omswamsw@gmail.com

演題発表を予定されている方は、事務局までご一報ください。

第10回

岡山県地域包括ケアシステム学会

学術大会



大会テーマ

これまでの10年

これからの15年



演 題
登 録 期 間

2026年3月2日(月) ▶ 6月29日(日)

会 期

2026年9月6日(日)

会 場

川崎医療福祉大学

大会長

花山 耕三

川崎医科大学リハビリテーション医学
川崎リハビリテーション学院

大会HP

<https://sites.google.com/view/occs10th>

大会HP



第10回岡山県地域包括ケアシステム学会学術大会事務局
川崎医科大学リハビリテーション医学教室 岡山県倉敷市松島577